

滋賀県再犯防止推進計画 計画策定の検討における論点およびスケジュールについて

1. 計画の概要

近年の犯罪情勢では、検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況にある。

こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくない。

また、犯罪をした高齢者・障害者等の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会復帰できる人がいる。

このため、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、県がその力を最大限に発揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図る。

【参考】

○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

○再犯防止推進計画（国）：平成29年12月15日（閣議決定）

計画期間：平成30年度～平成34年度（5か年）

○計画策定済み自治体：鳥取県

平成30年度策定予定：13自治体（滋賀県含む）

（ 都道府県 ）

2. 計画の検討体制

（1）滋賀県社会福祉審議会

○理由：再犯者の中には多岐にわたる福祉的支援を必要としている者がいるため。

・県再犯防止推進計画の素案について調査審議するため、県社会福祉審議会に再犯防止推進計画検討専門分科会を設ける。

（2）滋賀県再犯防止推進会議

刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う。

（3）刑務所出所者等の社会復帰支援に関する連絡調整会議（庁内連絡会議）

3. 計画の検討における論点

（1）国・民間団体等との連携強化

（2）就労・住居の確保

（3）保健医療・福祉サービスの利用の促進

（4）非行の防止と矯正施設等と連携した修学支援の実施

（5）民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

【本県独自項目】

○刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業（H28年度～）

○事業所等相談アドバイス事業（協働プラットフォームによる提案事業：H30年度～）

4. 計画策定スケジュール（予定）

時 期	概 要
平成30年 5 月	社会福祉審議会への諮問（5/25）
平成30年 6 ～ 8 月	第 1 回 再犯防止推進計画検討専門分科会 ・会長の選出、会議の進め方について ・骨子案について
	支援者等へのヒアリング、支援ニーズの調査・分析
平成30年 9 月	第 2 回 再犯防止推進計画検討専門分科会 ・具体案について
	国、県、更生保護関係者等における再犯防止の推進に関する会議
平成30年10月	第 3 回 再犯防止推進計画検討専門分科会 ・分科会における検討経過のまとめについて
平成30年11月	社会福祉審議会の答申
平成30年11～12月	県計画（素案）策定
平成30年12～ 1 月	県民政策コメントの実施、市町等への県計画（素案）に係る意見照会
平成31年 2 月	県計画（案）策定
平成31年 3 月	県計画の策定・公表

※上記以外に、県議会に随時説明。